

第9回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和2年4月27日(月)

15:00～

場 所：南棟2階 第3応接室

次 第

- 1 開 会
- 2 状況報告等
- 3 各部発言
- 4 本部長指示事項
- 5 閉 会

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
(新型インフルエンザ等対策本部) の対応状況

1 開催趣旨

- ・青森県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等に係る補正予算の専決処分についての報告
- ・ゴールデンウィーク期間中における外出自粛等の徹底

2 発生状況等

- (1) 県内 (令和2年4月27日11時現在)
感染者23名、そのうち14名退院
- (2) 県内の検査の実施状況 (令和2年4月27日11時現在)
580件 (陽性23件、陰性557件)
- (3) 国内 (令和2年4月26日現在)
46都道府県 (岩手県以外)

3 県の対応

(1) 態勢等

令和2年2月17日に青森県危機管理指針を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」を設置。

令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法及び青森県新型インフルエンザ等対策本部条例を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部 (新型インフルエンザ等対策本部)」に移行。

<本部会議の開催状況>

令和 2年 2月 17日	第1回本部会議
令和 2年 2月 28日	第2回本部会議
令和 2年 3月 11日	第3回本部会議
令和 2年 3月 18日	第4回本部会議
令和 2年 3月 23日	第5回本部会議
令和 2年 3月 25日	第6回本部会議
令和 2年 3月 26日	第7回本部会議
令和 2年 3月 29日	第1回本部会議 (移行後)
令和 2年 4月 2日	第2回本部会議
令和 2年 4月 8日	第3回本部会議
令和 2年 4月 9日	第4回本部会議
令和 2年 4月 14日	第5回本部会議
令和 2年 4月 17日	第6回本部会議
令和 2年 4月 22日	第7回本部会議
令和 2年 4月 24日	第8回本部会議

(2) 対策本部各部の対応

以下の対策等を実施 (アンダーライン: 前回本部会議から追加、変更)

【総務部】

- ・職員等の新型コロナウイルス感染拡大防止について庁内各課に通知
- ・各私立学校に対し、文部科学省からの注意喚起等の通知を周知
- ・各市町村に対し、総務省等からの注意喚起等の通知を周知
- ・国における所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限の延長を踏まえ県税（個人事業税）の申告期限の延長を決定
- ・出勤困難休暇及び時差出勤制度の拡充等について庁内各課に通知
- ・県有施設の使用料に関し、イベント・行事の中止等に伴う、前納された使用料の還付について、条例の規定に基づき適切に対応するよう庁内各部署に通知
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する猶予制度についての周知を実施（リーフレット、県ホームページ掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）についての周知を実施（県ホームページに掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い使用料及び手数料の支払が困難な方に対する猶予措置について、条例等の規定に基づき適切に対応するよう庁内各部署に通知
- ・知事部局職員の在宅勤務の推進（4月22日～5月6日）について各所属へ通知
- ・各市町村に対し、総務省からの「特別定額給付金（仮称）事業」についての実施通知を周知

【企画政策部】

- ・青森県庁ホームページのトップページに、大きなバナーを配置し、「緊急事態宣言の対象地域の拡大を踏まえたお願い」及び「県有施設休館のお知らせ」について周知するとともに、新型コロナウイルス感染症の「各種情報へのメニューページ」へのリンクを張った。また、緊急情報欄を設け、新型コロナウイルス感染症に係る情報へのアクセス性を高めるとともに、新着情報は青森県庁 Twitter と連動させ、リンク先をツイート。更に、知事による「県民の皆さまへのお願い」動画及び健康福祉部長による注意喚起動画を青森県庁ホームページ及び青森県庁 Twitter に掲載。このほか、広報広聴課所管の各種媒体で、県民に対する広報を実施
- ・県内在住の Twitter 利用者への Twitter 広告の配信、感染症拡大防止ポスターの作成・配布等の広報を実施（予備費対応）
- ・青い森鉄道(株)において、利用者に直接対応する駅員及び乗務員のマスク着用を義務付けしているほか、啓発ポスターを掲示。また、東北運輸局からの要請に基づき、車内や駅構内の放送等を通じ、テレワークや時差通勤等の呼びかけを実施するとともに、適切な車内換気を実施
- ・JR及び青い森鉄道の主要駅並びに空港ビルに緊急事態宣言発出を踏まえたポスターを掲示するとともに、JR主要駅及び青い森鉄道全駅においてアナウンス放送
- ・三沢航空科学館を臨時休館（4月11日～5月6日）

- ・総務省統計局からの通知に基づき、統計調査員に対し、「新型コロナウイルスQ & A」等を配布し、新型コロナウイルス感染症への対応について依頼
- ・感染症に係る正しい情報や感染防止対策、各種支援制度、各事業者の安全対策などを周知するための総合情報サイトを構築するとともに、引き続き情報発信を行う。(予備費対応)

【環境生活部】

- ・県環境保健センターに整備計画に基づきウイルス検査機器を追加整備
- ・県環境保健センターに予備費でウイルス検査機器を追加整備
- ・県環境保健センターへの兼務発令等による検査対応人員の増
- ・白神山地ビジターセンター等の所管施設での消毒液設置等の感染対策を徹底
- ・白神山地ビジターセンター及び青森県立自然ふれあいセンターを臨時休館（4月18日～5月6日）とし、休館中の主催行事も中止
- ・県消費生活センターにおいて、消費者に対し、デマに惑わされない冷静な購買活動等と呼びかけ
- ・県消費生活センターにおいて、消費者に対し、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意するよう呼びかけ
- ・県消費生活センターにおいて、来所での相談を希望する方に対し、事前の電話連絡と呼びかけるとともに、電話でのやり取りの結果、来所が必要となった場合は、マスク着用などの咳エチケット等に協力いただくよう呼びかけ
- ・アピオあおもりにおいて、4月7日から当分の間、貸室の利用人数制限（収容人員の半数以下）、フリースペースの利用休止及び情報ライブラリーの一部休止（図書の貸出と返却のみ利用可）

【健康福祉部】

- ・医療機関及び社会福祉施設等に対し、新型コロナウイルス感染症に関連する情報提供、院内及び施設内感染対策の徹底を依頼
- ・保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
- ・二次医療圏ごとに「帰国者・接触者外来」を設置
- ・青森県環境保健センターに検査体制整備の依頼
- ・感染症指定医療機関に対して、感染症病床以外の入院病床の確保及び新型コロナウイルス感染症患者以外の入院制限を依頼
- ・「帰国者・接触者外来」設置医療機関及び新型インフルエンザ患者入院医療機関に対して、入院病床の確保を依頼
- ・医療施設等における感染拡大防止のための留意点について、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、各病院、各保健所に対して通知
- ・県民に対する感染予防対策の徹底等の呼びかけ（ラジオ、テレビ）
- ・ウイルス検査に必要となる検査機器の整備
- ・新型コロナウイルス感染症医療対策会議（2月28日）による医療提供体制の検討
- ・「新型コロナウイルス感染症コールセンター」開始（3月10日～）
- ・「新型コロナウイルス感染症医療対策会議」によるPCR保険適用及び医療提供体制等の協議・検討（3月13日）
- ・肝炎治療特別促進事業及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る公費負

- 担医療について、緊急時は指定医療機関以外の医療機関でも受診できることを市町村、保健所、群市医師会、指定医療機関に対して通知
- ・特別支援学校等の一斉臨時休業による放課後等デイサービスの利用増により増加が見込まれる障害児通所支援に係る報酬に対し、県・市町村負担及び利用者負担分を国庫補助事業により補助
 - ・児童福祉施設（児童養護施設や認可外保育施設等）における感染防止等のための備品等（子ども用マスクや消毒用エタノール、体温計、空気洗浄機など）の購入費について国庫補助事業により補助
 - ・各関係機関、各病院に対して、新規採用職員等の海外渡航歴の確認及び自宅待機等の対応を依頼
 - ・以下について、令和2年度予備費対応
 - 各保健所における体制強化の一環として、防護服等の追加購入
 - 各保健所における相談等体制の強化（相談人員の継続配置）
 - 医学的・疫学的観点から感染拡大のリスクを評価し、各種イベント等の実施の可否や規模、内容等について助言を行う「青森県新型コロナウイルス感染症アドバイザー」の設置
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を取りまとめ、一覧を公表（県ホームページ）
 - ・県民福祉プラザにおいて、4月1日から貸室の新規受付停止、感染の恐れの高い催し物の主催者への自粛要請及びフリースペース利用休止
 - ・社会福祉法人青森県共同募金会において、困りごとを抱える家庭等に対する緊急支援活動に対する緊急助成を実施
 - ・保育所等における新型コロナウイルス感染症の発生に備えた対応（サービス・職員の確保、調整等）を市町村に対し周知・依頼
 - ・青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の設置・開催

【商工労働部】

- ・中小企業者に対する支援策（相談窓口、融資制度等）について周知
- ・地域金融推進協議会（R2.2.17）において、金融機関及び商工団体に対し、影響を受けた企業からの金融及び経営相談に適切に対応するよう要請
- ・県内中小企業者への影響について、第3回目の調査を実施（4/6～4/15）
- ・新型コロナウイルス関連で売上減少等の影響を受けている県内中小企業者について、県特別保証融資制度経営安定化サポート資金「災害枠」を3/11付けで適用したほか、補正予算で措置した融資枠の拡充（計200億円）及び信用保証料の補助（30%）について3/25から実施
- ・また、4/22付け専決処分により、同融資制度の融資枠を拡充するとともに、借入後3年間の利子補給及び信用保証料負担ゼロとする新しい制度を国補正予算成立後に開始予定
- ・青森県よろず支援拠点（21あおもり産業総合支援センター内）の特別相談窓口において、3/14から土日・祝日の電話相談対応を開始
- ・21あおもり産業総合支援センターにおいて、ビジネスサポート販路開拓補助金に「新型コロナウイルス感染症対策特別枠」を追加（4/1から募集開始）
- ・3/25に経済金融緊急連絡会議を開催し、国、県等の支援策について情報共有し

たほか、金融機関及び商工団体に対し、改めて支援策の活用及び金融の円滑化について特段の配慮を要請

- ・商工団体等を通じて、県内企業に対し、発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の推奨、テレワークや時差出勤の推進等について依頼
- ・県立職業能力開発校における対策等
施設内感染対策（消毒液設置、咳エチケット対策等）を徹底
また、修了式及び入校式については、手指消毒の徹底等を周知するとともに、来賓出席者等の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施
臨時休業（4/20 午後～5/6）
- ・商工団体及び職業訓練施設等の関係機関に対し、海外への渡航歴がある者の対応について注意喚起の文書を発出
- ・21 あおもり産業総合支援センター（4/7 付け）及び青森県知的財産支援センター（4/17 付け）においては、原則対面による面談から電話・メール等での相談対応に切替。
- ・商工団体等を通じて、県内企業に対し、従業員の健康管理の徹底、職場における適切な感染対策の実施及び食料品・生活関連物資等の安定的な供給等に係る文書を発出
- ・4/24 付けの特措法第 24 条第 9 項に基づく追加の緊急事態措置等の発表に関連し、4/26 から県内中小企業者への協力金に係る事前電話相談窓口を開設（相談対応時間は午前 9 時～午後 5 時）

【農林水産部】

- ・県内グリーンツーリズム受入団体に対し、多言語コールセンターの利用等を周知
- ・農林水産部関係団体・法人等に対し、職員の直近の渡航歴を把握の上、帰国後 2 週間を経過していない者への自宅待機等の要請や、症状が出た場合は医療機関受診前に「帰国者・接触者相談センター」への連絡等の呼びかけを依頼
- ・消費者庁、農林水産省及び厚生労働省からの通知を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた「食品表示基準及び米トレーサビリティ法の弾力的運用」について、県ホームページにその概要等を掲載
- ・農林水産省、林野庁、水産庁からの通知を受け、各地域農林水産部において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長について受注者の意向確認を実施
- ・当農大大学校における対策等
 - 学生等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応を周知
 - 卒業式や入校式について、手指消毒の徹底等のほか、来賓出席者の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施
 - 令和 2 年度の入校説明会を文書通知に変更
 - 3 月 9 日(月)から 4 月 5 日(日)まで、及び 4 月 21 日(火)から 5 月 6 日(水)まで臨時休業(休日等含む)
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う農林水産分野への影響を把握するため、農林漁家民泊の利用状況、牛乳の流通状況及び農畜水産物の流通状況等に関する

調査を開始。今後、定期的に調査を実施しながら、必要に応じて国による対策の活用等を検討していく。

また、ホームページ等により、農林水産分野に関する県や国の対策等について情報発信していく。

- ・ 入国制限措置に伴う農業分野の労働力不足の拡大及び企業の営業自粛等により休職となる労働者の増加が懸念されている状況を踏まえ、企業や労働者が相談できる「農業労働力ワンストップ相談窓口」をあおもり農林業支援センターに設置し、労働力を求める農業法人等とのマッチングを推進（緊急対応策・第2弾を踏まえた補正予算措置）
- ・ 県産農林水産物やその加工品等の県内での消費拡大を促すため、県内量販店、道の駅、産地直売施設などで県産品を購入して応募すると景品が当たる「県産品を買って元気あおもりキャンペーン」を5～7月に実施（令和2年度予備費対応）

【県土整備部】

- ・ 各フェリー会社に窓口が多言語コールセンターに関する情報の掲示の協力を依頼
- ・ 青森空港内において、ポスター掲示及び多言語コールセンターに関する情報等を掲示するとともに、県HPへも多言語対応コールセンターや注意喚起について3カ国語（英・中・韓）で掲載
- ・ 青森空港内のドアノブ・手すりや手荷物カートハンドルの消毒といった清掃強化
- ・ 空港利用者に対しホームページで注意喚起を実施
- ・ 道の駅等、不特定多数の人が集まる場所への消毒液設置などの感染予防策を依頼
- ・ 県営駐車場、県営柳町駐車場、岩木川浄化センター及び馬淵川浄化センターに消毒液を設置
- ・ 岩木川浄化センター、馬淵川浄化センター及び青い森公園内公衆トイレに感染症対策のポスターやリーフレットを掲示
- ・ 県道路公社が管理する有料道路の料金所・事務所において、徴収員のマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・ 高速道路及び有料道路のサービスエリア・パーキングエリア・料金所、道の駅、ゆとりの駐車帯に、感染症対策周知のためのポスター掲示及びチラシを設置
- ・ 青い森公園の大型遊具について、当面の間使用を禁止
- ・ 国土交通省からの通知を受けて、「都道府県をまたいで不要不急の移動を控えるとともに、特に大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛すること」について、道路情報板やウェブサイト「青森みち情報」、県土整備部Facebookで呼びかけを実施
- ・ 工事等について、受注者から一時中止や工期延長等の申し出がある場合には、一時中止や設計図書等の変更（現時点で業務3件について一時中止を実施）
- ・ 国土交通省からの通知を受けて、建築工事において設備等の納品の遅れが生じた場合の完了検査の円滑な実施について、各特定行政庁、各地域県民局長及び各指定検査機関の長に周知

- ・国土交通省からの通知を受けて、特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の定期調査・検査の報告期限の猶予等について、各特定行政庁及び各地域県民局長に周知
- ・国土交通省からの通知を受けて、二級・木造建築士試験については郵送による受付及び受付期間の延長、宅地建物取引士に対する法定講習については自宅学習の実施等の簡略化
- ・国土交通省から公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について通知があり、各部局長及び部内各所属長等に対して周知
- ・国土交通省から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について通知があり、各部局長及び部内各所属長等に対して周知

【観光国際戦略部】

- ・県ホームページに注意喚起及び外国人旅行者向けコールセンター（J N T O）の連絡先を掲載
- ・在留外国人向けに「やさしい日本語」で注意喚起を表現し、ホームページに掲載
- ・外国人旅行者及び在住外国人に対して緊急時の連絡先の周知や感染予防を目的としたリーフレットやチラシ等を作成し配布
- ・観光事業者等への影響について継続して情報収集
- ・県立美術館、浅虫水族館、アスパムにおいてマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・浅虫水族館のイルカショーを2月29日から中止
- ・観光事業者等に対する衛生対策等の説明会開催（3月16～17日、県内4か所、約180事業者）（健康福祉部及び商工労働部と合同で実施）
- ・青森県月例観光統計の調査対象となっている宿泊施設に対し、延べ宿泊者数の実績及び予約状況（1月～3月）について調査を実施
- ・本県観光客の動態調査や観光コンテンツの造成促進を実施する経費及び本県国立公園内の公衆トイレを洋式タイプに改修する経費を補正予算にて計上
- ・県内の一部観光事業者における臨時休業
- ・市町村観光担当課等との情報共有・連携の強化
- ・青森県立美術館、青森県営浅虫水族館を臨時休館（4月11日～5月6日）
- ・中国大連市から寄贈の申し出があったマスクについて、4月末に本県到着予定
- ・石ヶ戸休憩所を臨時休館（4月23日15時～5月6日）
- ・青森県観光物産館アスパムを4月25日～5月6日まで臨時休館（ハローワークヤングプラザ等の公的施設を除く）

【エネルギー総合対策部】

- ・量子科学センターにおいて手指消毒液の設置など感染予防対策を実施
- ・量子科学センターにおいて、新規利用申込みの調整及び利用日程の延期要請等を行い、利用の際は感染防止対策の徹底の要請を実施
- ・B A活動における国際学級について、感染症対策徹底の要請を改めて実施

【教育部】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連した感染症対策等の情報について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ周知するとともに、参考として私立学校等へ情報提供
- ・文部科学省の通知を受けて、県立学校における
卒業式（感染防止対策を講じ実施）
臨時休業（3月3日（火）から学年末休業日まで）
入学者選抜（感染防止対策を講じ実施）の対応について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・文部科学省の通知を受けて、子どもの居場所の確保について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・文部科学省の通知を受けて、不特定多数が集まるイベント等を中止
- ・文部科学省から依頼を受けて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業実施状況（子どもの居場所の確保等）アンケート調査を実施中
- ・県立高等学校における生徒の指導が適切に行われるよう、一斉臨時休業期間中の分散登校の実施
- ・令和2年3月24日付け文部科学省の通知を受けて、県立学校における教育活動の再開について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・県立学校再開に向けた児童生徒・保護者への教育長メッセージをホームページへ掲載
- ・青森県立郷土館、三内丸山遺跡センターを臨時休館（4月11日～5月6日）
- ・児童生徒への学習支援等の必要な対策を講じた上で、県立学校を一斉臨時休業（4月20日～5月6日）
- ・青森県武道館を臨時休館（4月20日～5月6日）
- ・青森県近代文学館を臨時休館（4月24日～5月6日）
- ・青森県営スケート場の切替作業による4月24日までの休場を、新型コロナウイルス感染拡大防止のため5月6日まで延期
- ・ICTを活用した家庭学習支援（学習支援サービス・機器貸与）を実施
- ・青森県立図書館、青森県総合社会教育センターを臨時休館（4月29日～5月6日）

【警察部】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連する悪徳商法等の取り締まりの強化
- ・災害対策用に備蓄しているサージカルマスクを、県警本部内関係課及び18警察署に配分し予防対策を徹底
- ・空港、港湾、医療機関等におけるトラブル防止のための警戒警備、各種犯罪抑止及び取締りの徹底、有事における迅速的確な対処を各警察署に指示
- ・感染者認知前・後などの段階ごとにおける各所属での対応についての情報共有を指示
- ・警察職員に対する諸対策継続の徹底、県の対策への支援、職員感染時における業務継続計画の策定
- ・県内感染者の発生を受け、警察本部長を長とする青森県警察新型コロナウイルス感染症対策本部を設置するとともに、全警察署が警察署新型コロナウイルス

感染症対策本部を設置

- ・運転免許証の有効期間の3か月延長措置（有効期間が本年7月31日までの者が対象）
- ・運転免許更新業務等の休止（4月22日～5月6日）

【県庁舎・各合同庁舎】

- ・来庁者の手が触れやすい箇所の拭き取り清掃の強化及び手洗方法などの啓発ポスター掲示

4 今後の対応

（1）感染拡大の防止

感染者に対する医療措置や濃厚接触者の健康観察を適切に実施し、感染拡大の防止に向け、迅速かつ全力で対応する。

（2）適時適切に必要な対策を実施

県内の状況等をしっかり把握し、県としてとるべき対応を検討の上、適時適切に必要な対策を実行に移し、今後の県内での健康被害、社会・経済への影響を最小限に抑える。

（3）緊急事態措置実施期間における適切な措置の実施

期間中に実施する感染拡大防止のための取組は、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、本県の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講じる。

新型コロナウイルス感染症について

○ 県内の状況

1 感染者の状況

令和2年4月27日現在で感染者は23名であり、そのうち14名の退院を確認した。

- ・ 3月23日判明分（1、2例目）
- ・ 3月25日判明分（3～6例目）
- ・ 3月28日判明分（7例目）
- ・ 3月30日判明分（8例目）
- ・ 4月 2日判明分（9例目）
- ・ 4月 3日判明分（10、11例目）
- ・ 4月 7日判明分（12例目）
- ・ 4月 9日判明分（13、14例目）
- ・ 4月10日判明分（15～17例目）
- ・ 4月11日判明分（18～22例目）
- ・ 4月27日判明分（23例目）

【23例の所管保健所別内訳】

東地方 保健所	弘前 保健所	三戸地方 保健所	五所川原 保健所	上十三 保健所	むつ 保健所	青森市 保健所	八戸市 保健所	計
0	0	0	1	10	0	3	9	23

2 検査の状況

令和2年4月27日11時現在 580件（陽性23件、陰性 557件）

（うち1例目発生（3／23）後の検査 486件）

3 相談センターの相談件数

別紙のとおり

これまで保健所に寄せられた相談件数

令和2年4月25日 現在

別紙

保健所	東地方	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	青森市	八戸市	総計
相談件数	119	1900	893	1167	1346	688	2430	4005	12,548
帰国者・接触者相談センター関係件数	55	167	467	591	818	459	1501	1476	5,534

* 相談件数に帰国者・接触者相談センターの件数も含む。

** 相談件数は1月下旬からの集計

*** 帰国者・接触者相談センターは2月6日からの集計

一週間の日ごとの相談件数(一般相談及び帰国者・接触者相談センター総計)

	東地方	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	青森市	八戸市	総計
4月19日	0	3	9	5	0	3	16	15	51
4月20日	1	61	35	46	42	25	65	98	373
4月21日	4	34	17	24	28	36	42	69	254
4月22日	2	35	18	28	15	18	33	56	205
4月23日	1	42	11	18	27	11	51	53	214
4月24日	3	35	11	40	18	17	38	66	228
4月25日	1	0	5	11	0	6	22	24	69
計	12	210	106	172	130	116	267	381	1394

検査実施件数 令和2年4月27日 11時現在

検体数	580
陽性数	23
陰性数	557

新型コロナウイルス感染症コールセンター相談件数 令和2年4月25日現在

相談対応件数	2346 件	*3月10日設置
--------	--------	----------

新型コロナウイルス感染症患者の発生について（第23例目）

1 患者

- (1) 年代：40代
- (2) 性別：女性
- (3) 居住地：上十三保健所管内
- (4) 職業：看護師（十和田市立中央病院）

2 経緯

- 4/11（土）～ 感染症病床で勤務
- 4/17（金） 咳、痰の症状あり、勤務先医療機関受診
- 4/23（木） 食欲不振、勤務先医療機関受診により点滴実施
～4/24（金）
- 4/25（土） 発熱（38℃台）
- 4/26（日） 発熱（37℃）、倦怠感、食欲不振、咳、痰の症状あり
XP、CT 検査で肺炎確認
- 4/27（月） 環境保健センターPCR 検査の結果、陽性反応

3 現在の状況

感染症指定医療機関に入院予定

4 濃厚接触者等の状況

- (1) 夫
- (2) その他については、上十三保健所で調査中

5 保健所の対応

積極的疫学調査の実施

報道各社におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護の観点から、本人等が特定されないことがないよう格別の御配慮をお願いします。

また、医療機関への取材についても、円滑な医療提供に支障が生じることのないよう、お控えくださるようお願いいたします。

令和2年度一般会計補正予算（専決第2号）について

（令和2年4月27日専決処分）

一 補正予算の概要

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県からの休業要請等に協力する県内中小企業者に対して協力金を支給するのに要する経費及び感染拡大の影響を受けている地域経済の維持・回復を図るための市町村の取組を支援するのに要する経費について、所要の予算措置を講ずることとした。

二 一般会計予算の規模

(1) 令和2年度現計予算額	718,298,205 千円
(2) 今回の補正予算額（専決第2号）	3,434,550 千円
(3) 令和2年度予算累計額	721,732,755 千円
(4) 令和元年度同期予算額	665,000,000 千円
(5) 対前年度同期比 $\frac{(3)}{(4)} \times 100$	108.5 %

三 一般会計補正予算の歳入

今回の補正予算の財源としては、歳出との関連において、国庫支出金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）19億円を計上したほか、財政調整基金からの繰入金15億3,455万円を計上した。

四 一般会計補正予算の歳出

今回の補正予算に計上した歳出の内容は、次のとおりである。

(単位：千円)

部 局 名	事 業 名	事 業 費	説 明
企画政策部	新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助 (新規)	1,000,000	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている地域経済の維持・回復を図るため、市町村が自発的・主体的に実施する事業及び商工団体等と連携して実施する事業に要する経費に対する補助 補助金交付先 市町村 補 助 率 10/10
商工労働部	感染拡大防止協力金給付事業費 (新規)	2,434,550	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県からの休業要請等に協力する県内中小企業者に対して協力金を支給するのに要する経費 ○感染拡大防止協力金補助 2,352,289 補助金交付先 商工団体等 補 助 率 10/10 協力金支給額 法人30万円、個人事業主20万円 ○県推進事業費 82,261

青森県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大され、今回はじめて休業要請等を伴う緊急事態措置を発することから、これに協力する県内中小企業者（法人・個人事業主）に対し、緊急的に本県独自の協力金を支給する。

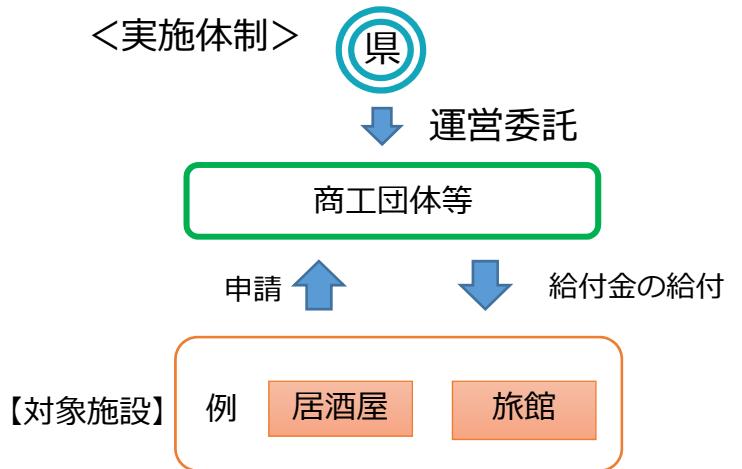
名称	青森県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
性質	休業要請等に応じる県内中小企業者（法人・個人事業主）に対する協力金
要件	「青森県における緊急事態措置」により、休業要請等を受けた施設※を運営する県内中小企業者（法人・個人事業主）であって、休業要請等に協力する者
給付額	法人 30万円、個人事業主 20万円
対象数	約10,000者

<※対象となる施設>

以下の施設を運営する県内中小企業者が協力金の対象

1. 特措法による休業要請を行う施設
遊興施設等、劇場等、集会・展示施設、運動・遊戯施設、学習塾等※1
博物館等※1、ホテル又は旅館※1、商業施設※1
※1：床面積合計が1,000㎡を超えるものに限る。
2. 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）
学習塾等※2、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設※2
※2：ただし床面積の合計が100㎡以下のものは、適切な感染防止対策を施した上での営業
3. 基本的に休業要請を行わない施設のうち、以下の取組に協力いただける施設
 - 食事提供施設
「休業」又は「夜8時から翌朝5時の間の営業を自粛するとともに夜7時以降の酒類の提供を自粛」し、「三つの密」を避ける取組に協力いただける場合
 - ホテル又は旅館
「宿泊部門の休業」により、往来抑制・外出自粛の取組に協力いただける場合

<実施体制>



新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助（新規） 1,000,000千円

趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている地域経済を維持、回復するための市町村の取組を支援する。

内容

1 対象団体 市町村

2 対象事業

- ① 市町村が自発的、主体的に取り組む、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている地域経済の維持、回復のための雇用対策、需要喚起等事業
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者、商工団体等が行う取組に対する支援

3 補助額等 補助率10/10 1事業当たり15,000千円（原則・人口や事業所数の割合を勘案）

4 交付決定等の事務 各地域県民局において実施する。

事業例

- 地域の消費需要を喚起するための各種事業
- 商工団体等が事業者の活性化を図る観点から自ら提案し、実施する事業
- 事業者の事業活動（固定経費・新たなサービス準備経費等）への支援
- 地域雇用の維持、新たな雇用創出の取組に対する支援
- 地域公共交通の維持のための取組に対する支援